

生物多様性民間参画ガイドラインの普及広報・活用促進 案

本ガイドラインが、社会全体の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に資するためには、ガイドラインを効果的に普及広報し、活用を促進することが重要となる。

また、作成するガイドラインは第1版であり、今後、生物多様性の状況や事業者の認識・取組の熟度の高まり等に応じて改訂するため、第1版ガイドラインの活用状況や活用における課題等を把握し、今後の改訂においてそれらを考慮していくことが重要である。

これらを踏まえ、普及広報・活用促進の案を以下に示す。

(1) 国内に向けた普及広報・活用促進 案

ガイドラインの対象者である事業者を始め、事業者の活動に関わる市民や NGO・NPO、地方公共団体等、幅広い主体を対象として、普及広報を行う。また、事業者に対しては既存の関連する取組等をふまえたガイドラインの活用促進、及び現状把握を行う。案を以下に示す。

● 普及広報 案

- ・ガイドラインに関するウェブサイトを作成し、生物多様性企業活動ガイドライン検討会の資料等を掲載・公開する。
- ・ガイドラインの完成・公開について報道発表を行うとともに、上記ウェブサイト上で公開する。関連メーリングリストへの情報配信、経済団体、業界団体及び地方公共団体への通知等により、広く周知を行う。
- ・ガイドラインを普及広報するための概要パンフレット及び展示用パネルを作成し、関連する会議やイベント等において展示や配布を行う。

● 活用促進 案

- ・エコアクション 21 ガイドライン及び関連資料（ハンドブック）において本ガイドラインに関する情報を掲載する。（内容調整中）

● 現状把握 案

- ・ガイドラインに関するウェブサイト上にカウンタを設置し、ウェブサイトへのアクセス件数を把握できるようにする。

(2) 国外に向けた普及広報の案

ガイドラインの完成・公開とその内容を、ビジネスと生物多様性の分野における我が国の取組として、生物多様性条約事務局や他の国々、国際 NGO 等に広く国際的に普及広報する。案を以下に示す。

● 普及広報 案

- ・ガイドラインの完成・公開について、国際的な公的機関への通知やメーリングリストへの配信等により、広く周知を行う。
- ・ガイドライン全文の英語版を作成し、ウェブサイトへの掲載や冊子の配布を行って公開する。
- ・ガイドラインを普及広報するための概要パンフレット（電子ファイル）及び展示用パネルを作成し、生物多様性に関連した国際会議でのパネル展示やウェブサイト上での公開を行う。

(3) 課題

ガイドライン単体で活用促進を進めることは難しい面もある。そこで、以下のような取組例も想定しつつ、ガイドラインの普及広報・活用促進の方策を検討していくことが今後の課題と考えられる。

【普及広報・活用促進のために想定される取組例】

- ・ビジネスと生物多様性イニシアティブのように、ガイドラインに沿って活動することを宣言する仕組みの構築などを別途検討する。例えば、「地球いきもの応援団」に法人メンバーを追加するなど、現行の仕組みを活用する方法が考えられる。
- ・取組に対する事業者のインセンティブを高めるため、ガイドラインを活用して取組を行った事業者に対する表彰等の仕組みを検討する。
- ・環境報告ガイドラインなど、事業者が現在活用している環境関連のガイドラインや制度等において、本ガイドラインに関する言及を行うよう働きかけていく。
- ・環境格付け融資を行う金融機関等に対して、本ガイドラインの周知を行い、格付け等への生物多様性に関する視点の組込を促す。

以 上